明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（農林水産七三一）　一
○航路標識に関する件（海上保安庁一二一～一三三）　三
〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　九
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　七

告示

○農林水産省告示第七百三十一号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

別表第一茨城県の項を次のように改める。

茨城県	きぬの波（※）	日本めんの製造用
	さとのそら	日本めんの製造用
	農林六一号	日本めんの製造用
	ユメシホウ	パン又は中華めんの製造用

別表第一栃木県の項を次のように改める。

栃木県	イワイノダイチ（※）	日本めんの製造用
	さとのそら	日本めんの製造用
	農林六一号	日本めんの製造用
	ゆめかおり	パン又は中華めんの製造用
	タマイズミ	醸造用

別表第一群馬県の項を次のように改める。

群馬県	きぬの波（※）	日本めんの製造用
	さとのそら	日本めんの製造用
	つるぴかり（※）	日本めんの製造用
	農林六一号	日本めんの製造用
	春のかがやき（※）	日本めんの製造用
	ダブル八号	パン又は中華めんの製造用

別表第一埼玉県の項を次のように改める。

埼玉県	あやひかり（※）	日本めんの製造用
	きぬの波（※）	日本めんの製造用
	さとのそら	日本めんの製造用
	農林六一号	日本めんの製造用
	ハナマンテン	パン又は中華めんの製造用